

## 第2回 都市自治体の自殺対策のあり方に関する研究会 議事概要

日 時：2023年6月16日（金） 13：00～15：00

場 所：都市センター会館6階 607会議室

出席者：南島和久 座長（龍谷大学 教授）、竹島正 委員（川崎市総合リハビリテーション推進センター 所長）、清水康之 委員（（一社）いのち支える自殺対策推進センター 代表理事）、伊藤理恵 委員（船橋市 主任技師）、橋本貢河氏（川崎市総合リハビリテーション推進センター）

米田研究室長、清水主任研究員、加藤主任研究員、西川研究員、佐々木研究員（日本都市センター）

議 事：○委員による話題提供

○事例報告候補、ゲストスピーカー候補について

○調査研究に関する議論について

○その他

### 1. 委員による話題提供について

#### ○竹島委員による話題提供「川崎市の自殺対策について」

川崎市の自殺対策の経過について

- ・ 川崎市は 2002 年に精神保健福祉センターを設置し、自殺対策事業を開始した。2007 年に神奈川県、横浜市、川崎市による『かながわ自殺対策会議』の設置、庁内連携の会議体として『川崎市自殺総合対策庁内連絡会議』を設置した。そして、2016 年の自殺対策基本法改正に先立ち、2013 年に『川崎市自殺対策の推進に関する条例』を制定した。これにより前述の庁内連携の会議体と『川崎市自殺対策地域連絡推進会議』、『川崎市自殺対策評価委員会』という 3 つの自殺対策推進体制を整備した。現在は第 3 次川崎市自殺対策総合推進計画を進めている。

川崎市自殺対策の推進に関する条例について

- ・ 本条例は 2013 年 5 月に健康福祉委員会の中で議員発議され、パブリックコメント等を経て、同年 12 月に条例案が可決、2014 年 4 月 1 日から施行された。
- ・ 条例の特色は①市・事業主・保健医療サービス等を提供する者・学校などの責務と市民の役割を明記している点、②自殺対策総合推進計画の策定を規定している点、③毎年度、計画の進捗状況及び目標の達成状況について評価を行い、自殺の概要とともに報告書を作成し議会への提出と公表を規定している点、④市や関係機関が相互に密接な連携を図るための仕組みの整備や行政における人材の確保・育成、ゲートキーパーの養成についても規定している点が挙げられる。

川崎市自殺対策総合推進計画について

- ・ 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンを上位概念としており、障害者福祉計画をはじ

めとする他の関連計画との連携を図ることや総合計画との整合性を図ることとしている。

- ・ 第 3 次計画策定に際して、統計分析と併せた課題の把握や市の自殺対策の取組みに関わるPDCAサイクルをどのように進めていくかを検討し、各事業の経過や効果を把握する上で重要と考えるものを主要指標に設定している。
- ・ 3 年毎に計画策定していたが、第 3 次計画を経て大筋の骨格ができたため、今後はより体制整備と本来業務に対応していけるよう 6 年の計画期間とすることを検討中。

#### 川崎市の自殺対策推進体制について

- ・ 庁内連携の体制として、庁内連携会議を開催している。局長級が参集する会議の前には、実務的な情報を共有する課長級が参集する幹事会を開催している。
- ・ 地域や関係機関との連携体制として、医療関係や教育、法曹、川崎いのちの電話をはじめとした民間団体、自死遺族の方等との連携を図る、地域連携推進会議を開催している。
- ・ 医療及び保健、政策評価の学識経験者と医師、行政機関により委員構成された自殺対策評価委員会を設置し、自殺の実態分析や自殺対策事業、施策の評価を行っている。自殺対策に関わる学識経験者を市内に限らず全国から招へいし、疫学、精神医学、社会福祉学、法学(政策評価)等の学際的な知見の活用を行っている。

#### 川崎市における自殺対策の課題

- ・ 人口規模が大きく人の往来も激しいため、対応が求められる幅が大きい。
- ・ 自殺者数や自殺死亡率は社会状況の変化といった外部要因の影響を強く受けるため、自治体側の自殺対策における取組みの進捗が自殺死亡者数や自殺死亡率を制御することにつながらないという状況が生じる。
- ・ 事業の主たる目的が自殺対策ではない場合が多く、事業所管課の自殺対策に対する意識が乏しい。

#### 課題に対応するための取組み

- ・ 自殺の実態分析を踏まえた科学的根拠や必要性・有効性・効率性に基づく取組み及び自殺予防のための全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入に当たる取組みを進め、総合的な自殺対策の推進を図る。
- ・ 定性的な目標を設定し、毎年度作成している報告書と評価委員会を活用して評価を行い、成果と課題を的確に把握する。
- ・ 自殺対策 PT を月に 1 回開催して実務担当者の事業の進捗や課題を共有している。
- ・ ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチのハイブリッドな取組を推進する。
- ・ 主たる目的が自殺対策でない事業においても最終的に自殺対策につながるということを所管課との対話や報告書作成等を通して周知していく。
- ・ 毎年度作成している報告書は委託せずに市職員で作成している。委託してしまうと中身を見なくなり理解が乏しくなってしまうため、職員が自分で思考して作成することで事業の理解、濃度の濃い引継ぎにつながる。

## ○竹島委員による話題提供に関する意見交換

- ・ 川崎市は「川崎市子どもの権利に関する条例」(2001 年施行)のように個別課題について考える土壌がある。それは議会質問に至らないまでも議員からの問い合わせ対応や勉強会に参加するなど議員とのコミュニケーションが取れていることが根底にある。
- ・ 川崎市の広範な自殺対策の取組の源泉は条例にある。条例を根拠として自殺対策の体制を整備したり、毎年度の取組状況を報告書にまとめていたり、川崎市の自殺対策において条例が果たす役割は非常に大きい。
- ・ 計画策定や報告書作成の際に各事業の所管課に自殺対策担当部署職員が出向いて、丁寧にヒアリングを行うなど、部署間、職員間のコミュニケーションを大事にしている。
- ・ 既存の業務がゲートキーパーにつながっていることを理解してもらうための研修を検討している。
- ・ 2022 年度の診療報酬改定で救急患者精神科継続支援料が大幅に増点されたため、未遂者支援を行う医療機関のインセンティブが改善された。これにより未遂者支援を実施する医療機関の増加が期待される。
- ・ 報告書を毎年度作成することで、市の自殺対策の進展、進捗が年次で確認できるとともに、自殺対策事業の引継ぎに利用できる。また、報告書を公表する過程が、自殺対策のブラッシュアップにもなっている。
- ・ 総合計画における目標、PDCA サイクルと自殺対策総合推進計画における自殺対策に関する事業の目標、PDCAサイクルの整合性をとることは難しい。
- ・ 各事業においてPDCA サイクルを視野に入れることは、総合的な対策推進に重要である。
- ・ 自殺予防を含む総合的なこころの健康づくりを進める基礎資料を得ることを目的として、川崎市こころの健康に関する市民意識調査を実施しており、その結果を自殺対策総合推進計画に反映させるだけでなく、市民が興味関心を持っているテーマ等を集約して市民講演会のテーマ設定にも活用している。
- ・ 各自治体にはそれぞれの歴史や文化がある。自殺対策の普及においてもそれを尊重しつつ、日常業務を自殺対策とつなげていくことが望まれる。
- ・ 自殺対策に関連する施策を担う各部署を巻き込むことが自殺対策推進において大切であるが、自殺対策の位置づけが高くない自治体では他部署を巻き込むことが非常に難しい。トップの理解をはじめとして庁内、庁外、地域の体制整備が重要である。

## 2. その他

- ・ 第3回研究会は7月21日(金)に開催予定。